

地域・職域連携推進部会設置要綱

（目 的）

第1条 県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）強化により、健康づくりに関する取組の情報交換や健康データの分析・共有、健康課題の共有及び地域等の健康課題に応じた対策を検討するなど、県民の様々なライフステージに合わせた継続的な保健サービスの充実を図ることを目的として、地域・職域連携推進部会（以下「地域・職域部会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 地域・職域部会は、次の事項を協議する。

- （1）健康ふくしま21計画（以下「計画」という。）の推進に関すること。
- （2）計画の策定及び見直しに関すること。
- （3）地域・職域連携による保健事業の情報交換及び健康情報の分析・共有等に関すること。
- （4）地域における健康課題の明確化及び対策の検討に関すること。
- （5）その他「健康長寿ふくしま会議」（以下「本会議」という。）が指示した事項

（構 成）

第3条 地域・職域部会は、計画の推進主体である次に掲げる者のうちから、委員26名以内で組織する。

- （1）県民（家庭・地域含む）
- （2）学校関係者
- （3）地域（企業）関係者
- （4）ボランティア等関係者
- （5）医療保険関係者
- （6）保健医療関係者
- （7）行政機関等関係者

（委員の委嘱等）

第4条 地域・職域部会の委員は、知事が委嘱又は任命する。

（任 期）

第5条 地域・職域部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前年者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第6条 地域・職域部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、地域・職域部会を代表し、部会を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 部会長、副部会長ともに事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が職務を代理する。

(会 議)

第7条 地域・職域部会は会長が招集する。

- 2 地域・職域部会の進行のため議長を置き、会長をもってあててのものとする。
- 3 地域・職域部会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 地域・職域部会は公開とする。

(地域・職域連携推進協議会の設置)

第8条 第2条(3)及び(4)の協議の深化、及び地域での地域・職域連携を推進するため、各保健福祉事務所に地域・職域連携推進協議会を設置する。

(庶 務)

第9条 地域・職域部会の事務は事務局で行い、事務局は保健福祉部健康づくり推進課に置く。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域・職域部会の事務処理及び運営に関し必要な事項は、別に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。